

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

## 年金税制の改正

**Q** : 私は年金収入で生活しています。平成17年から公的年金にかかる税制が改正されるようですが、どのようになるのですか？

**A** : 公的年金等の収入金額から控除される公的年金等控除額のうち年齢65歳以上の受給者に上乗せされている措置が廃止されます。

### 【解説】

国民年金や厚生年金などの公的年金等の収入は、雑所得として課税されますが、この場合には、その公的年金等の収入金額から一定の公的年金等控除額を控除した残額が所得金額となります。

この公的年金等控除額は、公的年金等の収入金額や、受給者の12月31日現在の年齢によって異なりますが、65歳以上の受給者については、65歳未満の受給者に適用される公的年金等控除額に一定額を上乗せした控除額が差し引かれることとされており、65歳未満の受給者に比べ、優遇されています。

しかし、平成16年度税制改正では、少子高齢化社会のもと、高齢者と現役世代間の税負担のバランスをとることを理由に、65歳以上の受給者に認められていたこの上乗せ控除額が廃止されることとなりました。ただし、低所得者層に配慮し、最低保障額については、老年者特別加算50万円を上乗せした120万円とされています。

なお、この改正は、平成17年分以後の所得について適用されます。

